

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和3年6月17日（木）①

杉 並 区 議 会

目 次

新たな総合計画等の策定に伴う会派要望の提出について	3
議案審査結果報告について	4
陳情審査結果報告について	5
本会議の日程について	5
行政視察について	5
会派控室について	9
陳情の追加署名について	
3 陳情第13号 杉並区議会のかつての輝きを思い出し、清廉で誠実な議会 を目指し、現在の一部の新人区議の迷惑行為を是正すべく、 『区議の心得』を作成の上、その履行を義務付けるよう求 める陳情	13

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和3年6月17日(木) 午前9時27分～午前10時01分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (8名)	理事 大 泉 やすまさ 理事 島 田 敏 光 理事 奥 山 たえこ 理事 新 城 せつこ	理事 井 口 かづ子 理事 山 田 耕 平 理事 太 田 哲 二 理事 岩 田 いくま
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議 長 大和田 伸	副議長 山本 ひろ子
出席理事者	総務部長 白垣 学	
事務局職員	事務局長 渡辺 幸一 庶務係長 久保井 悦代 議事係長 蓑輪 悦男	事務局次長 内藤 友行 調査係長 武士 清亮 担当書記 出口 克己

(午前 9時27分 開会)

大泉理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《新たな総合計画等の策定に伴う会派要望の提出について》

大泉理事 初めに、新たな総合計画等の策定に伴う会派要望の提出について理事者から説明がありますので、よろしく願いいたします。

総務部長 貴重なお時間をいただきありがとうございます。

今御案内がありましたように、新たな総合計画等の策定に伴う会派要望提出のお願いに本日は参りました。

御案内のとおり、現在、新基本構想の策定に向けて、基本構想審議会において鋭意検討が行われているところでございますが、区は、先日の総務財政委員会でも御報告いたしましたとおり、新基本構想の実現に向けた取組を推進していくために、令和4年度を始期とする新たな総合計画等を今年度中に策定する予定でございます。

つきましては、各計画に対する区議会各会派からの御要望をお寄せいただければと存じます。要望の対象となる計画でございますけれども、総合計画及び実行計画、そして協働、行財政改革及びデジタル化に関する各計画、そして最後に区立施設再編整備計画、以上6計画が対象となります。

会派要望の提出期限でございますけれども、恐れ入りますが、7月9日金曜日までとさせていただきますと思います。要望の内容については、書式は自由でございますので、企画課へ文書によって提出をお願いできればと存じます。

私からのお願いは以上でございます。

大泉理事 ただいまの説明につきまして、何か質問はございますか。

奥山理事 総務部長にお尋ねいたします。

これらの計画に関しては、区民向けといいますか、一般的なパブコメもなさるのではないかと思いますけれども、そこで出された区民からの御意見と、これから私たちが要望として出そうと思っております議会からの要望というのは、扱いとしてはどうなるのでしょうか、異なるものなるのでしょうか、それとも変わらないのでしょうか。

総務部長 基本的には、区議会の皆様、各会派の皆様も区民の代表としてこの場におられるということで、そこには大きな差はないと考えております。フラットにお扱いして、ただ、視点、観点というものは、どうしても一般の方と、区民の方もいろいろいらっしゃいますけれども、一般の区民の方と区議会に籍を置かれている皆様とは若干違うのかなと思いますけれども、そこは別に優劣とかそういうことは設けずに、しっかりと真摯

に受け止めて対応を検討してまいりたいと思います。

奥山理事 例えば予算要望などのときには、スタンプでAだのDだの押して返して下さることがございますけれども、つまり実行可能性みたいなことかと思うんですが、今回の総合計画とかについては、そういったフィードバックといいますか、反映させます、できませんとかいうお答えをいただけるのかどうか、お尋ねします。

総務部長 予算と違いまして、満額じゃないけれども一部反映とか、そういうことはないと思うんですけれども、反映したかしなかったか、反映したとすればどういう形で反映したとかいうことについては、御要望をいただいた以上、何らかのフィードバックはさせていただく予定でございます。

島田理事 6つの計画、聞き漏らしたので、もう1回ゆっくりお願いできますか。

総務部長 ゆっくり申し上げます。まず1つ目が総合計画、2つ目が実行計画、3つ目が協働に関する計画、4つ目が行財政改革に関する計画、5つ目がデジタル化に関する計画、6つ目が区立施設再編整備計画、以上6計画でございます。

大泉理事 ほかに質問はございますか。——よろしければ、説明のとおりということになりまして、よろしく願いいたします。

それでは、理事者の方は御退席いただいて結構です。

《議案審査結果報告について》

大泉理事 次に、議案審査結果報告について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 それでは、資料1を御覧ください。「令和3年第2回定例会委員会付託議案審査結果」でございます。

総務財政委員会、議案第39号、議案第43号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第54号、以上9議案につきましては、原案を可決すべきものと決定。

区民生活委員会、議案第40号、以上1議案につきましては、原案を可決すべきものと決定。

保健福祉委員会、議案第41号、議案第42号、議案第44号、以上3議案につきましては、原案を可決すべきものと決定。

都市環境委員会、議案第53号、以上1議案につきましては、原案を可決すべきものと決定。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、本会議において議案審査結果報告書を御確認願います。

《陳情審査結果報告について》

大泉理事 次に、陳情審査結果報告について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料2を御覧ください。「令和3年第2回定例会委員会付託陳情審査結果」です。

区民生活委員会、2陳情第46号、以上1件の陳情につきましては、不採択とすべきものと決定。2陳情第47号、2陳情第48号、以上2件の陳情につきましては、不採択とすべきものとみなすことを決定。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、本会議において陳情審査結果報告書を御確認願います。

《本会議の日程について》

大泉理事 次に、本会議の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料はございませんが、この後、本日午後1時から本会議を開会。会議録署名議員は、27番大槻城一議員、37番奥山たえこ議員。

日程は、陳情の付託。各委員会の議案審査結果報告、採決。陳情審査結果報告、採決。財団等の経営状況報告。閉会中の継続審査・継続調査。

なお、発言通告が出されております。田中ゆうたろう議員、議案第43号及び第54号について反対討論。國崎たかし議員、議案第43号及び第54号につきまして賛成討論。田中ゆうたろう議員、2陳情第46号から48号について不採択意見。堀部やすし議員、報告第10号につきまして質疑。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、この件については、この後の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

《行政視察について》

大泉理事 次に、行政視察について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料はございませんが、前回の6月11日の議運理事会におきまして、個人で行う視察や会派視察は政治活動の自由との兼ね合いもある、個人で判断するとするか、一定程度の制限を設けていくか考える必要があるとの意見が出されました。

また、会派の意見をまとめていただくようお願いしておりましたので、この場におきまして方針を固めた上で、この後開催の議運において決定いただきたいと思います。

大泉理事 この件は以前にもお伝えしていた件になりますけれども、それぞれ会派で御意

見を伺ってきていただいたのではないかと考えております。

それでは、会派の意見をお伺いできればと思うんですけれども、順番に、自民さんからお願いします。

井口理事 たとえ宣言が解除になっても、まだまだコロナは終息しているわけではありませんで、事務局を通しての視察というのは、個人の視察は御自由ですけれども、各会派の視察とか行政視察は、相手があることですし、お手を煩わせるので中止したほうがいいんじゃないか。個人でしたらどうぞ御自由にとということですね。

島田理事 委員会視察は無理だと思います。

会派と個人については、事務局を通じての自治体等に対する調査依頼といいますか、そういったものは避けるべきかなと。個人や会派で事務局を通さずに勝手にやる分には、調査権の制約にもなるので、それは自覚にお任せすべきではないかと思っております。

山田理事 私たちも同じく、感染状況がまだ改善しているというわけではないので、事務局を通じたような視察などは控えるべきという意見です。

奥山理事 私たちも同じです。事務局を通しての視察は避ける。

個人の場合については制限はしないと思いますけれども、ただ、状況が状況ですので、これまでどおり皆さん議員として自律を持ってやっていただくことができると思っております。

太田理事 行政視察、委員会の視察は、うちの会派はしたい、したいという人が非常に多いので、もちろん非常事態なり蔓延防止の宣言中は駄目だろうけれども、そういうものが解除されればやってほしいなという意見です。

会派とか個人についても同じようなことで、宣言中は、もちろん政治活動の自由、調査の自由ということは大原則あるんですけれども、個々人、自粛すべきであろうということですね。

それで、この前ちょっと話題に出た、某議員が非常事態宣言中の東京から非常事態宣言中の某県へ個人視察に行かれたということは、ちょっと見識が、用心深さが足りないということだから、ほったらかにして見て見ぬふりするというのがいいんだろうけれども、例えば当該の幹事長さんから御注意を申し上げるとか、何らかのけじめというか、したほうがいいんじゃないかという意見でございます。

新城理事 私どもは、行政視察については、感染状況を踏まえて、相手もあることなので、その状況を見て判断していただきたいということと、個人や会派の視察につきましては、時々それぞれの判断といいますか、個々の判断と責任においてやっていただきたいということで一致しています。

岩田理事 委員会視察なり、今出た事務局経由のものについては、うちも、当面はさすがに無理でしょう、やめておいたほうがいいでしょうということになっております。

個人については、太田理事からありましたけれども、うちの会派としては、議会としてというところまで大きくするのかどうかは別として、区民から問合せも個々に来たりはしているので、どういう対応を取ったのかというのは一定のものがあつたほうがいいのかなということと、いずれまた、この春に策定したBCPを一定の段階で振り返って検証というんですかね、見直しということもあると思いますので、そういったときに、各議員の発生段階別の行動基準とか、そういったところにどのような反映なりをやっていったらいいのか、この件に限らずだと思いますけれども、BCPの改定時の1つの検討課題としておくといいんじゃないかということも出ております。

大泉理事 皆さんの御意見をまとめますと、事務局を通しての行政視察というのはなかなか難しいだろうという御判断と、各会派であるとか個人視察であるとかいうのは一定の配慮の下にということで、これに関しては、今の時点でオーケーという判断ではなく、今後の感染の拡大状況であるとか、そういったことによって改めて協議するということであるのかなと。

立民さんからは、行政視察に関しても開催の検討をという御意見もありましたけれども、例年、私ども杉並区議会の場合、行政視察を秋に行っているということ、そのための手配ということも考えると、行政視察に関しての判断というのはもうこの時期にしないと間に合わなくなってくるという事情もありますので、タイムリミットのものを考えますと、我々としては、行政視察については中止と判断せざるを得ないのかなということが総意ではないかと考えております。

加えて、少人数の個人視察、会派視察、また他都市からの視察の受入れということもありますけれども、これに関しては、感染状況等を踏まえた上での引き続きの協議事項としたいと考えております。こういった形でよろしいでしょうか。

奥山理事 個人で、東京は緊急宣言中です、緊急宣言が出ているところに行った議員がいらっしゃると聞いたんですが、どういう方なのか存じ上げませんが、私が聞いているところでは、確かに東京から視察に行った方がいるらしいんです。ただ、その時期は5月以内でございまして、そのときは相手方は緊急事態宣言が出ていなかったと。ただし、これは私の記憶ですけれども、6月1日から変わったんじゃないんですかね。

それから、もちろん行ったときには、なるべく現地に直行し、つまり繁華街はなるべく避けて、戻るときは繁華街のようなところにも行ったんだけど、そこでの滞在はごく僅かに、必要最低限にとどめたと聞いております。現地でお会いした方とも、もち

ろんマスクをし距離を取ってお話するわけですし、自分の視察の目的の範囲内でしかお会いしてない、私はそういうことを聞き及んでおります。

もちろん、そうでない人がいて、緊急事態宣言のところにまで行くということがあるとなると、それは大変なことですから、そういったことがあるときには、幹事長とか会派としてきちんと事前に報告を受け、場合によってはそれはまずいんじゃないですかということがあるんだろうなとは思っております。

大泉理事 大分詳細に伺われているみたいですが、今発言にもありましたけれども、議員としての節度といいますか、感染状況に対しての配慮というのは当然のことながら必要であり、なおかつBCPに配慮しても、先ほどの意見の中にも、行動基準に関してもBCPに今後の反映、織り込みを検討していくべき課題だろうということもありますから、これは改めて協議という形を取って、区民からどういう見られ方をすることが非常に我々も心していかなければいけないところだと思いますので、今回の件に関してどういう扱いをするかということもあろうかと思っておりますけれども、理事会の皆さん方の御意見、また議会としてどういった、もしくは会派の幹事長として何かしら、そういった具体的な行動を起こされた方に対してアクションを起こすのかどうか、この辺り、御意見がある方。

山田理事 ここまで議題というか議論になっていることなので、事実経過というのを、我々は報道ベースぐらいでしか知らないの、どういう動きをしたのかということはお知らせいただきたいですよね。それがないと前提として議論もできないのかなというのがありますので。議論する知識がないというか、というふうに思います。

太田理事 報道というか、本人のブログを見るとそういうことが書いてあるから、それを見ただけの話なんだけどね。

岩田理事 まず事実確認で、これは客観性を持ったほうがいいと思うので、もう場所を出しちゃいますけれども、沖縄は緊急事態宣言はいつからですか。5月23日からだと認識しているんですけども、どうなのでしょう。これは事務局のほうがいいのかな、客観性を持って。

議会事務局次長 5月23日からになっておりますね。

岩田理事 そうですよ、もう5月23日から沖縄も緊急事態宣言が出ているはずなので。6月というのは多分、これは報道ベースですけども、6月2日から石垣島は2週間小中学校が休校に入らざるを得なくなっているんですよ。5月末というのは小中学校を止めなきゃいけないほど感染状況がひどかったんですよ。まずそういうことを正しい情報でやっていきましょう。

新城理事 私も全く知らないんですよ。存じ上げなくて大変恐縮なんですけれども、この場で議論になっていることですし、一定情報は共有化していただきたい。岩田さんのおっしゃっていること、奥山さんのおっしゃっていることが非常に違う部分がありますので、そこはちゃんと御報告いただいて、それについてどう判断するかということをお改めをお願いしたいと思います。

大泉理事 それでは、今いろいろ御意見をお聞かせいただきましたけれども、今知り得ている情報に差がありますので、この件について本日各会派にお持ち帰りいただいた上で、例えば情報共有をするというような形に持っていったほうがいいのかどうか、こういったことを各会派の皆さんから御意見を伺っていただいて、改めてまた協議をさせていただければと思います。そういった形でよろしいでしょうか。――

それでは、先ほどの行政視察の件につきましては、この後の議会運営委員会に諮ることといたします。

《会派控室について》

大泉理事 次に、会派の控室について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料3を御覧ください。会派の控室につきましては、委員長の御依頼がございまして、控室を人数案分した場合のレイアウト案を作成いたしました。変更箇所は塗り潰した部分でございます。

革新は以前共生が使用していた部屋に移動。連携は、以前無所属、革新、杉わ、美杉が使用していた部屋のパーティションを撤去し、一体の部屋とする形に変更。以前杉耕と正理が使用していた部分は事務局倉庫に変更。この内容を参考に御協議いただきたいと思います。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

奥山理事 くだんの会派でございます。連携です。

まず、今度革新さんが移動するとされている場所ですけれども、私どもの仲間の木梨さんが、本来でしたら自民党さんの倉庫になるべき部屋をずっとお借りしてというか、御好意で使わせていただいております。感謝申し上げます。

それで、今事務局が示してくださった案について、私も事務局にいろいろ聞いてみました。なるべくお金をかけたくないと思っております。

それで、6人になると水設備もいただけると聞いたんですね。今はございませんけれども。費用は幾らかと聞きましたら、30万円ほどだと聞きました。水を通しますのですね。ですから、それは結構です、パントリーまで歩いていけばいいだけなのでということで

お断りしております。

それから、私たちのとされる墨かけした場所と事務局の倉庫との間ですけれども、点々になっているのは、1つの案としては、ここにしっかり壁を造るという案もあったように聞いております。ただ、壁を造るとかなり費用がかかるということがありますし、事務局がそこに入出入りするのになんと不便になるということもありますので、事務局に、なるべく費用の安いのはありますかと聞きましたら、まず壁ではなくてパーティション、そのパーティションも、天井までではなくてローパーティションです。板を用意してきて設置すると、それは職員ができるので、費用的には安くなりますと聞きました。

私たちが考えたのは、区切ってさえいけばいいので、そこに例えばロッカーを置くとか物を置くなりしてそちらには行かないようにする、そういうことができるのではないかというふうに考えました。そうしますと、壁を造る費用も手間も要らないということになります。

それから、室内に今あるパーティションを外してというふうに伺ったんですけれども、パーティションを外すのにもかなりのお金がかかるんだろうと聞いております。その費用は流用でなされるのか補正予算なのか分かりませんが、流用の場合には、金額によっては政経部長の決裁が必要とも聞いております。

私たちが考えたのは、パーティションを取らずにそのままにする。そしてこの中で私たちが、4つパーティションで区切りがあるんですけれども、そこを個室として使うわけではなくて、ドアを開けっ放しにして6人で使っていくということを考えました。そうしますと、先ほどパーティションのことで費用をかけない案があるということを申し上げましたのと、事務局倉庫との間のパーティションですね、それから現在ありますパーティションを外さないことで、その分の費用の支出がない、そういうことを会派でじっくり話し合いをしまして、これでみんなで使い合わせていけばお金もかからない。そして、期間的にはあと1年半といえますか、ということを考えました。

大泉理事 今いろいろと会派の控室に関して、例えば水回り設備は要らないということ、費用をあまりかけたくないということ、と同時に、パーティションは既存のものはそのまま残して、個室とは言わないまでも、個室のような状況のままで使いたいという御意見がありました。これについてほかの理事から御意見はありますでしょうか。

井口理事 これは人数分で案分されているので、過去に自民党も、非常に使い勝手が悪くても、会派の足並みをそろえるために我慢をして使ってきました。会派結成する時点でそういうのをもっと皆さんと話し合っ、会派結成後じゃなくて、会派結成の時点でそういう問題はクリアにするべきじゃなかったかと思えますし、奥山理事の今おっしゃっ

ているあれは、会派の主張としてはちょっと違うんじゃないかなと。

私たちも個々に欲しいですよ。でも、どこの会派もオープンスペースになっていますので、その辺は足並みをそろえるためにも協力して——1か月ぐらいなら「いいわ」となるんだけど、何年もですからね。そういうことを考えたら、金銭的な問題ではなくて、会派、48人が足並みをそろえるという意味でもいかがかなと思うので、私は結成後の会派主張はちょっといかがかなと思います。

島田理事 パーティションを残すということですけども、それがうちの会派にばれると、私も欲しい、分けてくれと。多分控室にとっては過剰設備になるんじゃないかと考えます。残した場合に、例えば48人分パーティションを造るとなると、大変な金額になるんじゃないかと思えます。

あとは、今井口理事が言ったように、やっぱりおかしいかなと。容認できるものではない。

山田理事 ちなみに、パーティション撤去は幾らぐらいかかるんですかね。

議会事務局次長 個別には当たってないんですけども、前回部屋を仕切った見積りがありますので、それから類推するしかないんですね、まだ業者を入れてないので。こんな形にするというのが決まれば、業者を入れてやっていきたいなと思っていますけれども。

山田理事 お金を節約したいという気持ちは当然分かるし、ありがたい話なんですけれども、会派ということていうと、あまり例外みたいなものはしないほうがいいのかなと思っています。先ほど島田理事が言われたとおり、個室がいいという思いを持っている人たちだっているわけで、お金がかからないからこれでいいんだというふうにしてしまうと、何だかこれから先——ある意味、会派の控室は結構機械的に今まで決めてきたと思うんですよ、面積に応じて。だから、その点ではパーティションは取ってもらったほうがいいのかなと思います。単純に、機械的にやったほうがいいと思います。

新城理事 例えば共産党さん、公明党さんは1つの団体、自民党さんは個々に様々あるようなんですが、私たちも2つの団体が一緒になっているような経過もあって、会派である以上はということで、まとまってやってきました。確かにお金の問題はあるのかもしれませんが、会派をどう考えていくかということにもよると思いますので、私は例外を設けないほうがいいと思っています。

できれば私たちもせめて1つ設けていただきたいとか、例えば逆転した発想でいくと、共産党さんと入れ替わるということはどうなのとか。大変だと思いますけれども、そういうことだって出てくるような話にもなるので、やはり例外はないほうがいいと私は考えています。

大泉理事 おおむね各会派、会派として同じ条件でといたしますか、対等な議論をする上でも同じ環境でという御意見が大勢だったかと思えますけれども、それを受けまして、奥山理事、いかがですか。

奥山理事 この件については、私たち6人でじっくり話し合いをしまして、先ほど私が長々と御説明したものがそれでありました。また、事前にもちょっとお話を伺いましたので、もう1回みんなにもフィードバックしましたけれども、やはりこの前の最終決断で変わらないということが私たちの意見でございます。御理解いただければと思います。

大泉理事 この場は協議調整の場という形で理解しているところですが、その中で、各会派の理事さん集まっていた中での御意見の大勢がそういった状況になっているということは会派の皆様にも教えていただいて、何かしらの決着はつけなければいけないということなので、現状のままということは非常に可能性のない話だということとは御理解いただいたほうがよろしいかと思えます。

時間もありませんので、これは継続という形にせざるを得ないんですけれども、近々に再度協議をしなければいけないということですので、それまでに連携さんについては、会派の皆さんに今日の理事会でどういった協議があったかといったことはお知らせいただいた上で、改めて御判断といたしますか、会派の御意見を受け取っていただきたいと思っております。

島田理事 今日の本会議で終わりで、いつまでも引き延ばすような問題ではない。都議選も控えているし、次に衆議院選挙だって控えている。そういう中で、こんなことで一々集まっているわけにいかないの、今日中に結論を出していただきたい。

大泉理事 ただいま島田理事から今日中という御意見がありました。ほかの理事の方々、いかがでしょうか。

山田理事 本当にそのとおりだと思っております、こんな控室の配置のことでもめたことはないと思うんですよ。お互いが譲り合っているいろいろ検討してきた経緯があるので、その視点に立っていただきたいなと思えます。これを始めたら、じゃ、うちもこれというふうに、次から次へと收拾がつかなくなってしまうので、その点は御理解いただきたいと思えますね。

大泉理事 今御提案もありましたとおり、今日中にもう一度理事会を開いて、連携さん、それまでにその点についてはお話を皆さんと共有して御判断いただければと思いますので、改めて今日また理事会を、午後、時間はまだ未定で恐縮ですが、招集させていただきます。本会議終了後になりますけれども、その後に広報委員会等も入っていると聞いておりますので、改めてお知らせして、お集まりいただきたいと思

ます。

《陳情の追加署名について》

3 陳情第 13 号 杉並区議会のかつての輝きを思い出し、清廉で誠実な議会を目指し、現在の一部の新人区議の迷惑行為を是正すべく、『区議の心得』を作成の上、その履行を義務付けるよう求める陳情

大泉理事 次に、陳情の追加署名がありましたので、事務局より説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料はございませんが、3 陳情第13号につきまして、令和3年6月16日付で58名の追加署名の提出がございました。合計が代表者外101名となります。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、この件については、この後の議会運営委員会で報告を受けることといたします。

日程は以上となります。ほかに何かございますか。——なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前10時01分 閉会)